二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	四〇	一〇	二五	(一) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に二五、四〇、五〇とする。
						(二) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り、(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に三五、五〇、八〇とする。
						(三) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に三五、五五、九〇とする。
(略)						

二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一五	三〇	一〇	一五	(一) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に一五、二〇、四五とする。 (二) 半導体素子製造工程（(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に一五、二〇、二五とする。 (三) 半導体素子製造工程であって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものについては、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に一五、二〇、二五とする。
(略)						

二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	四〇	一〇	二五	(一) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に二五、四〇、五〇とする。
						(二) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に三五、五〇、九〇とする。
(略)						

二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一五	三〇	一〇	一五	(一) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に一五、二〇、四五とする。 (二) 半導体素子製造工程（(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄の値に、それぞれ同欄の順に一五、二〇、二五とする。
(略)						